

クリエイター会員規約

一般社団法人日本ネットクリエイター協会

平成26年1月1日制定
平成26年9月26日改訂

一般社団法人日本ネットクリエイター協会
クリエイター会員規約

第1章 総 則

第1条 一般社団法人日本ネットクリエイター協会（以下「協会」という）は、協会定款第5条(3)に定めるクリエイター会員（以下「会員」という）の加入、退会に関する事項について、協会定款に定めるほかは、本規約の定めるところにより取り扱うものとする。

第2条 会員は、通常会員と特別会員から構成されるものとする。

第2章 通常会員

第3条 協会の通常会員として加入を希望する者（以下「申込者」という）は、定款及び本規約の定めに基づき、協会により、協会に加入することを承認された場合に、協会の通常会員となることができるものとする。

2 申込者は、日本国籍を有することを必要とする。

第4条 申込者は、下記の書類を協会に提出する。

- ① 協会への加入申込書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 協会年会費支払用の口座振替依頼書（会費引落口座）
- ④ 著作物を創作する制作者並びに実演家等であること及びそれにより収益を得ていることが確認できるもの（⑤で確認できる場合は提出を要しない）
- ⑤ 確定申告書B控（写）

2 申込者のうち、申込と同時に、文芸美術国民健康保険組合（以下「組合」という）に加入を希望する者は、前項に加えて、下記の書類を協会に提出する。

- ① 組合への加入申込書
- ② 組合保険料支払用の口座振替依頼書（保険料引落口座）
- ③ 満70歳以上の者がいる世帯は、法令等の定めによる所得証明書

第5条 通常会員は、第4条②及び③に変更が生じた場合、変更後の事項が記載された書面を協会に提出しなければならない。

2 通常会員は、資格確認等のため、協会が第4条②号から④号に定める書類又はその他必要な書類の提出を求めた場合は、速やかにこれを提出するものとする。

第6条 申込者は、申し込みをする場合、協会に対し、入会金金10,000円を第7条の規定に従い支払うものとし、また、申込書に添えて第4条各号の書類を提出するものとする。

- 第7条 会員は、年会費金 24,000 円を支払うものとする。
- 2 会員は、前項の年会費の支払いにより、申込月を初月とし 12 か月間、会員の資格を有するものとする。
 - 3 会員は、第 1 項の年会費を、第 4 条③により協会に通知した会員名義の金融機関口座から自動引きとしされる方法により支払うものとする。
 - 4 引落しは、初回は、第 5 条に定める入会金と合わせて、入会日以後最初に訪れる 12 日（当該日が金融機関休業日の場合はその翌営業日。以下同じ。）に行うものとし、翌年以降については、会員資格満了月の前月 12 日になされるものとする。引落日に引落しができなかった場合には、同月の 27 日に再度の引落しを行い、それでもなお引落しができなかった場合には翌月以降の 12 日と 27 日に引落しができるまで、毎月引落し手続きを行うものとする。
 - 5 正当な理由がないにも関わらず、入会金または年会費の支払いを遅滞した会員については、再度の引落しにより引落しができる場合でも、資格取消となる場合があるものとする。
 - 6 年会費の額は、協会の適正な手続きにより、変更される場合があるものとする。この場合、変更後の年会費の額は、会員の次期の年会費支払い時から適用されるものとする。

第 3 章 特別会員

- 第8条 協会との間で、二次使用料等に関する業務代行契約（協会の受領する業務代行手数料が、二次使用料等総額の 15%と設定されたもの）を締結した者は、協会の特別会員とする。
- 2 特別会員については、第 3 条から第 7 条までを適用しない。
 - 3 協会は、前項の規定に係わらず、第 4 条に定める書類の提出を求めることができる。
 - 4 特別会員のうち希望する者は、通常会員への加入申込をすることができる。その場合、第 3 条から第 7 条の規定が適用されるものとする。
- 第9条 前条以外の特別会員の地位及び権利義務については、通常会員と同様とする。

第 4 章 組合への加入

- 第10条 会員は、会員となった後に、組合に加入しようとする時は、事前に協会に通知した後、組合所定の手続きを進めるものとする。
- 2 会員は、協会加入後、できるだけ速やかに組合への加入手続きを進めるものとする。
 - 3 会員は、協会に対して、組合への加入手続きの代理代行を委任することができる。
 - 4 会員は、組合加入後は、組合の定める規約等を遵守するものとする。

第 5 章 退会

- 第11条 会員は、脱退する場合には、協会の定款の定めに従い、協会所定の退会届を提出するものとする。
- 2 前項の退会届は、脱退予定日の 1 か月以上前に届出をしなければならないものとする。

- 3 脱退前に支払われた年会費については、会員資格の有効期間が残存する場合にも一切返金されないものとする。また、会員が予告期間 1 か月未満で退会届を提出したために、協会が脱退を認めた場合でも、退会届提出後退会予定日前に、翌年度の年会費の引落しが行なわれた場合には同様とする。

第12条 本規約は、協会の適正な手続きにより、改訂・変更されることがあるものとする。